

スマート農業推進事業費補助金【主な改正内容】

1 要綱本文

- （国）スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業に関する内容（別表第1の「事業区分」欄の2の区分）の移設に伴う文言の削除
- 第7条（補助金の交付決定前着手）を削除

2 別表第1

- 別表第1の「事業区分」欄の2を削除
- 補助率について市町村の継足〇分の1以上に変更
- （1）防除用ドローン導入支援を農業用ドローン導入支援に変更
- （1）農業用ドローン導入支援についての事業要件に「高知県無人航空機空中散布要領に基づき、空中散布計画および実績報告書を環境農業推進課長に提出すること。」を追加（※運用上必要であった事項の明記するもの）
- 事業実施主体が農業経営体の場合は、事業実施主体及び経営している農地が目標地図に位置付けられていること。それ以外の対象については、事業実施主体又は構成員が地域計画又は目標地図に位置付けられていること、また位置付けられることが確実にあることに変更
- （国）スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業に関する内容の文言を削除
- 「本事業は、高知県農業支援サービス事業等推進事業の活用ができない適切な理由がある場合または、当該事業が不採用になった場合に限り受付ができるものとする。」の文言を追加

3 様式

本文の改正にあわせて、様式を修正